基本施策Ⅱ-2

医療・介護連携の強化と地域生活を支える介護サービスの充実

趣旨 在宅医療や介護サービスを効率的かつ効果的に提供する体制を確保する とともに、医療と介護の連携体制づくり等を支援します

現状

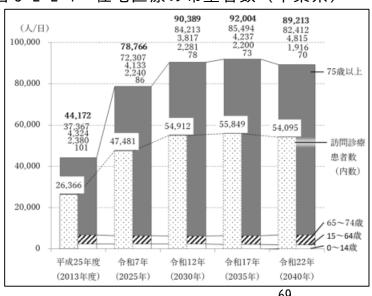
【多職種連携の取組】

- 高齢者の中でも特に 75 歳以上の高齢者は、慢性疾患による受診が多く、複数の疾患にかかりやすい、要介護状態になることや認知症の発生 率が高い等の特徴があります。
- 今後、急速に高齢化が進む中、医療と介護の両方のサービスを必要とする高齢者の増加が見込まれており、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療機関の役割分担と連携を進めるとともに、在宅医療と介護との連携体制を構築し、切れ目のない医療・介護サービスを提供していく体制が推進されています。
- 各市町村における在宅医療・介護連携に関する取組状況を令和 5 年度 保険者機能強化推進交付金の得点状況でみると、100 点満点中千葉県の 平均は 56.9 点であり、全国平均 72.3 点を下回っています。

【在宅医療の状況】

○ 訪問診療の需要を年齢別にみると、高齢になるにつれて急増しています。本県の 75 歳以上人口の増加の見通しを踏まえると、令和 17 年にかけて訪問診療の需要は増加していく傾向にあります。(図 3-2-2-1)





※ 「地域医療構想策定支援ツー ル」(厚生労働省)により推計。

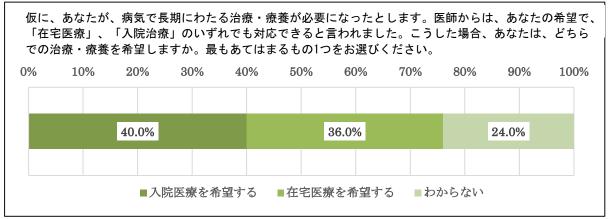
推計条件・患者住所地ベース、 パターンB(安房医療圏のみパタ ーンC)

訪問診療患者数は全体の内数であり、平成25年度時点の訪問診療に係る地域別・性別・年齢階級別受療率がその後も変化しないと仮定した場合の推計患者数(参考値)。

ポラース 基本施策Ⅱ - 2 医療・介護連携の推進と地域生活を支える介護サービスの充実

○ 長期にわたる治療・療養が必要になった場合、36.0%の人が在宅医療 を希望しています。また、在宅患者への訪問診療の実施件数は増加して います。(図 3-2-2-2、表 3-2-2-3)

図 3-2-2-2 在宅医療の希望者の割合(千葉県)



※ 令和5年度千葉県在宅医療実態調査

表 3-2-2-3 在宅患者訪問診療実施件数(千葉県)

		平成 26 年	平成 29 年	令和2年
訪問語	診療実施件数(1か月間)	42,892件	52,405件	65,656件
	(内訳)一般診療所	37,652件	45,882件	57,510件
	病院	5,240件	6,523件	8,146件

※厚生労働省「医療施設静態調査」による。件数は1か月当たりに実施した延べ件数

○ 一方で、千葉県における人口当たりの在宅患者訪問診療実施病院・診療所や訪問看護ステーションの数は全国平均を下回っており、その他の医療資源数も全都道府県中 40 位台であるなど、在宅医療を支える医療資源は少ない状況にあります。(表 3-2-2-4)

表 3-2-2-4 在宅療養支援診療所・病院等の全国との比較

	時点	人口 10 万対		
	內黑	千葉県	全国	順位
在宅療養支援診療所・病院	令和3年3月	6.8か所	12.9か所	47 位
在宅療養支援歯科診療所	令和3年3月	4.8か所	6.7か所	37 位
在宅患者訪問薬剤管理指導料 届出薬局	令和 4 年 10 月	34.9か所	43.9か所	46 位
訪問看護ステーション	令和 3 年 10 月	7.2か所	10.7か所	45 位

※ 厚生局届出及び介護サービス施設・事業所調査から千葉県作成

○ 在宅療養患者の急変時等に往診を実施している医療機関数は減少傾向 にあります。一方、令和2年における往診の実施件数(1か月間)は平成 29年に比べて約1割増加しています。(表 3-2-2-5)

表 3-2-2-5 往診実施医療機関数・件数(千葉県)

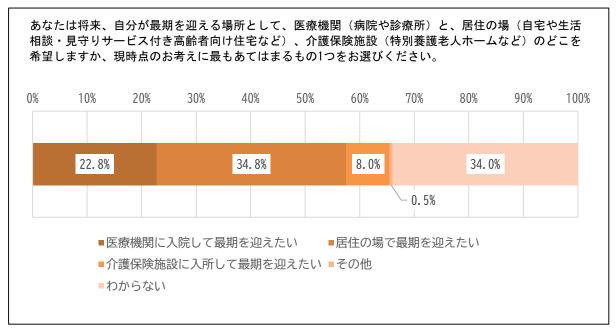
		平成 26 年	平成 29 年	令和2年
往診実施医療機関数		666 か所	620 か所	558 か所
	(内訳)一般診療所	614 か所	566 か所	500 か所
	病院数	52 か所	54 か所	58 か所
往記	诊実施件数(1 か月間)	6,256件	7,739件	9,042件
	(内訳)一般診療所	5,623件	7,108件	8,165件
	病院	633 件	631 件	877 件

[※]厚生労働省「医療施設静態調査」による。件数は1か月当たりに実施した延べ件数

【看取りの希望状況】

- 高齢化の進展に伴い、入院患者数や死亡者数の増加が見込まれます。 現状では、死亡者のうち 65.2%の人が病院で亡くなっています。将来自 分が最期を迎える場所として、34.8%の人が居住の場(自宅やサービス 付き高齢者向け住宅など)を希望する一方で、自宅や老人ホームにおけ る死亡率は 29.3%と低くなっています。病状等に応じて療養場所の選択 肢が限られてしまう場合もありますが、県民の希望する長期療養の場所 や最期を迎える場所と現状には、隔たりがあります。(図 3-2-2-6、表 3-2-2-7)
- 医療機関や介護保険施設で最期を迎えたい理由としては「常に医師や 看護師が対応してくれる安心感がある」、「家族に迷惑をかけたくない から」が相当程度あり、医療・介護の条件が整うならば、居住の場での 療養を希望する県民が多数いることが想定されます。 (表 3-2-2-8)

図 3-2-2-6 在宅医療の希望者の割合(千葉県)



 \times 令和 5 年度千葉県在宅医療実態調査

表 3-2-2-7 死亡場所の内訳

	千葉県	全国
病院	65.2%	64.5%
診療所	0.9%	1.4%
介護医療院・	3.1%	3.9%
介護老人保健施設	3.1%	3.9%
老人ホーム	9.5%	11.0%
自宅	19.8%	17.4%
その他	1.6%	1.8%
計	100%	100%

※令和4年人口動態調査(厚生労働省)による。

※人口動態調査による「自宅」とはサービス付き高齢者向け住宅等を含む。

医療・介護連携の推進と地域生活を支える介護サービスの充実

表 3-2-2-8 最期を迎えたい場所の理由(千葉県)

○医療機関で最期を迎えたい理由

常に医師や看護師が対応し	68.2%
てくれる安心感がある	
急変時に対応できる設備が	49.1%
ある	TJ. 1/0
症状の緩和のための医療が	40.1%
受けられる	40.170
医療機関以外で最期を迎え	23.3%
るイメージができない	43.3%
息を引き取る直前まで治る	10.7%
希望が持ち続けられる	10.7%

[※]令和5年度千葉県在宅医療実態調査

○介護保険施設で最期を迎えたい理由

家族に迷惑をかけたくないか ら	67.4%
常に必要な介護が受けられる から	41.5%
介護ができる家族がいないか ら	26.3%
療養していた場所で最期を迎 えたいから	20.7%

○ 人生の最終段階の医療・療養について、自己の意思に沿った医療・療養を受けるためには、家族や医療介護関係者等とあらかじめ話し合い、また繰り返し話し合うこと(「アドバンス・ケア・プランニング(ACP)」、もしくは「人生会議」)が重要と言われています。

図 3-2-2-9 人生の最終段階における医療・療養についての意識 (千葉県)

問 あなたは、人生の最終段階における医療・療養について、これまでに考えた ことがありますか。

問 あなたは、人生の最終段階における医療・療養について、ご家族などの身近 な人(医療・介護関係者)と話し合ったことはありますか。

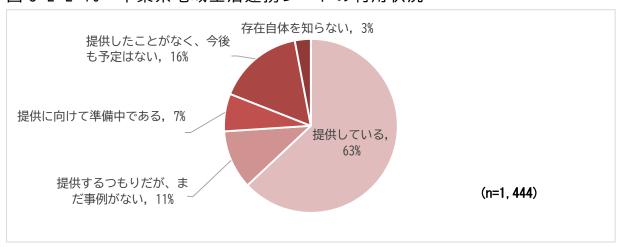


※令和5年度千葉県在宅医療実態調査

【医療と介護の連携状況】

○ 入退院時に医療と介護が連携してそれぞれのサービス内容やサービス 利用者の生活や心身の状況をスムーズに提供することを目的に県が作成 している千葉県地域生活連携シートを、「提供している」が 63%となって います。このシートにより、介護支援専門員と病院の担当者、かかりつけ 医、訪問看護師等が利用者(患者)の情報を共有することができます。 (図 3-2-2-10)

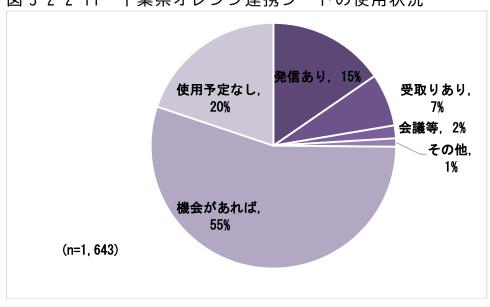




※平成30年1月実施 千葉県調べによる

○ 認知症支援に必要な情報を共有することを目的に県が作成した千葉県オレンジ連携シートについて、認知症に携わる専門職向けにアンケートを取ったところ、使用したことがあるのは「発信あり」、「会議等」の 17% にとどまっています。(図 3-2-2-11)

図 3-2-2-11 千葉県オレンジ連携シートの使用状況



- ※「千葉県オレンジ連携シート」の利用状況等に関するアンケート結果(H30年度) 【地域リハビリテーション】
- リハビリテーションは、単に運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すものではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人一人の生きがいや自己実現のための取組を支援して、生活の質の向上を目指すものです。そのため、自立支援、介護予防・重度化防止の観点から重要であり、市町村等からの期待が高まっています。
- 令和3年度に実施した「地域リハビリテーション推進のための関係機関調査」結果では、地域リハビリテーション広域支援センターとの連携について、市町村の約8割、地域包括支援センターの約7割、病院の約7割、診療所の約4割、介護老人保健施設の約7割が必要性を感じています。一方で「二次保健医療圏では範囲が広すぎる」等の意見もあります。
- 二次保健医療圏によって、人口、面積、構成市町村数、関連資源の状況 等が大きく異なっています。また、急速な高齢化により増加する医療・介 護需要に対応するためには、限られた医療・介護資源を有効に活用する よう、関係機関の連携が重要です。

【介護サービス】

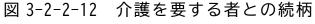
○ 後期高齢者人口の増加などに伴って要介護等認定率は年々上昇しており、在宅における重度の要介護者や医療ニーズの高い中重度要介護者、 一人暮らし又は夫婦のみの高齢世帯及び認知症の人が増加しています。

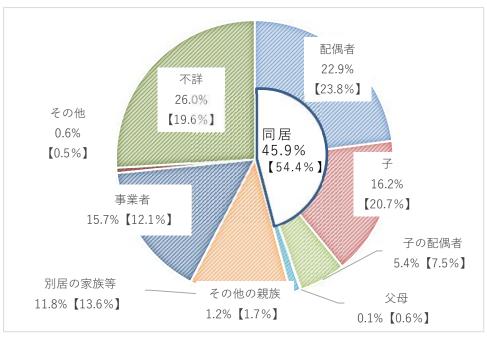
【介護の担い手】

- 多くの県民が介護と仕事の両立に不安を抱えているほか、介護サービスを利用している場合でも、多くの家族は負担感や孤立感を有しています。
- 要介護者と介護者のいずれも 65 歳以上の高齢者である老老介護や、要介護者と介護者のいずれも認知症の人である認認介護、ヤングケアラーの問題など、介護する側への支援もますます重要となっています。

主な介護者の統計を見ると、「配偶者」が 22.9%で最も多く、次いで「子」 が 16.2%、「子の配偶者」が 5.4%となっています。また、令和元年調査と 比べ、同居親族は 8.5 ポイント減、別居の家族等は 1.8 ポイント減である 一方で、事業者は 3.6 ポイント増となっています。(図 3-2-2-12)

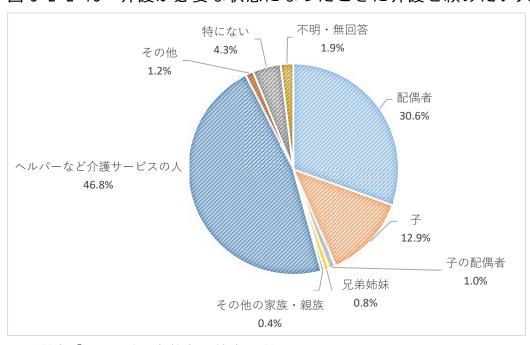
○ 令和 4 年「高齢者の健康に関する調査」によれば、介護が必要な状態に なったときに介護を頼みたい人の続柄は、「ヘルパーなど介護サービスの人」 が 46.8%で最も多く、次に「配偶者」が 30.6%、「子」が 12.9% となってい ます。(図 3-2-2-13)





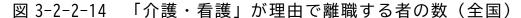
- ※厚生労働省「国民生活基礎調査」(2022年)
- ※【】は2019年(令和元年)の数値である。

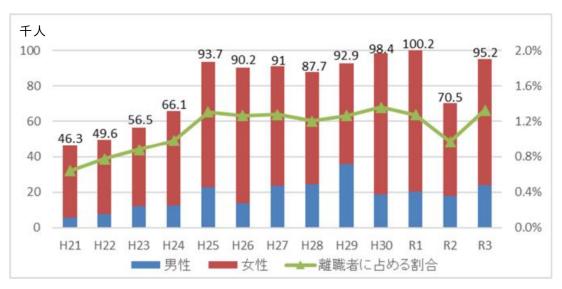
図 3-2-2-13 介護が必要な状態になったときに介護を頼みたい人の続柄



※内閣府「令和4年 高齢者の健康に関する調査」

○ 「介護・看護」が理由で離職する者の数は令和3年度現在で、約9.5万人に及び、平成21年と比較しておよそ2倍となっています。また、いずれの年度でも男性と比べ、女性の離職の割合が大きくなっています。(図3-2-2-14)





※厚生労働省「雇用動向調査」(平成21年から令和3年)をもとに作成

課題

- 在宅医療及び介護のサービスが円滑に提供される仕組みを構築し、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくためには、医療計画に基づく医療機能の分化と並行して、市町村が主体となって、在宅医療・介護連携の体制を充実させることが重要です。
- また、看取りに関する取組や地域における認知症の人への対応力を強化していく観点からの取組を進めていくことや、さらには感染症や災害時においても継続的なサービス提供を維持する体制の確保が重要です。
- 一 在宅医療を支える医療資源の更なる充実が求められています。
- 人生の最終段階の医療・療養については、患者・家族に適切な情報を 提供した上で、医療や介護の内容、療養場所等の希望などを、家族も含めて医療従事者と話し合う機会を持ち、意識を共有しておくことが重要 です。

- 入院から在宅へ切れ目のない支援を行うためには、在宅医療・介護に関わるサービス基盤の整備とともに、関係者の更なる連携が必須です。病院や地域におけるかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局、訪問看護師、介護支援専門員等の多職種が連携しながら、患者の状況に応じて、必要な在宅医療や介護サービス提供方針の検討、共有ができる体制の構築が求められています。
- 自宅や地域で安心して療養できることや、人生の最終段階の過ごし方などについて県民の理解を促進するため、在宅で受けられる医療や介護、看取りに関する適切な情報提供を推進する必要があります。
- すべての県民が、それぞれの「したい生活」を実現できるように、リハビリテーションの視点から保健・医療・福祉等の関係機関をつなぎ、適切な支援が切れ目なく提供されるよう関係機関等の支援体制の整備を図ることが必要です。
- リハビリテーション専門職等が、通所・訪問介護事業所、地域ケア会議、住民主体の通いの場等に関わり、住民や介護職員等への技術的助言を行うことで、自立支援に資する取組を推進することが必要です。
- 要介護状態となっても、可能な限り、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、利用者の選択に応じ、施設への通いを中心に短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」等を組み合わせて利用できる「小規模多機能型居宅介護」、これに訪問看護を加えた「看護小規模多機能型居宅介護」のほか、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」といった地域密着型サービスの更なる普及促進を図る必要があります。
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、地域の実情に合わせて、既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要です。
- 高齢者の尊厳を守り、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資する良質なケアの提供を確保するため、介護サービス事業者に対する指導監督を行うことが重要です。
- 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメント推進の観点から、介護現場における事故情報の分析や介護現場に対する指導や支援が重要です。

- ヤングケアラーや働きながら介護する人などの家庭における介護の 負担軽減のため、介護を必要とする高齢者のみならず、家族介護者を含めて支えていくための取組推進が重要です。
- 利用者に関する介護情報等を、自治体、利用者、介護事業者、医療機関等が電子的に利活用できる情報基盤の整備は、多様な主体が共同して高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムの深化・推進の実現に資するものですが、各介護事業所や自治体等に分散している状況にあることから、医療・介護情報の収集・提供等を一体的に行うことが求められています。

取組の基本方針

① 在宅医療の推進と看取り

- 在宅医療を支える診療所・病院や訪問看護ステーション、それらに関わる人材等の医療資源が少ないため、これらの医療資源を増やす取組を進めます。
- 在宅医療の推進に当たり、24 時間体制の確保や急性増悪時等への対応に関する医師の負担感を軽減する取組を進めます。
- 多職種連携推進の取組を支援するとともに、看取りに関する医師、看 護師等医療関係者のスキルアップを図る等、在宅等での看取りを可能と するための医療提供体制の整備に取り組みます。
- 県民に、人生の最終段階における生き方や本人が望む場所での看取り について考えてもらえるよう、医療・介護の関係機関と連携を図りなが ら啓発活動を行います。

取組	概要
在宅医療を実施する	診療所や病院の医師等に対し、在宅医療を実施
医療機関の増加支援	する動機づけや必要な知識、在宅療養支援診療所
(医療整備課)	の経営等に関する研修を行うとともに、アドバイ
	ザーを派遣します。
在宅医療等に関する	在宅医療や看取り等、その人らしい療養生活及
啓発	び最期の迎え方について県民の理解が深まるよう
(医療整備課)	啓発を行います。

在宅歯科診療設備の	主に高齢期・寝たきり者等に対する在宅歯科診
整備	療の普及向上に資するため、在宅歯科診療を実施
(健康づくり支援課)	する医療機関に対し、在宅歯科医療機器等の設備
	の整備に対する助成を行うことにより、安全で安
	心な質の高い歯科医療提供体制の充実を図りま
	す。
千葉県福祉施設等総	福祉施設等を利用しようとする人に対して、各
合情報提供システム	福祉施設等が登録した詳しい情報をインターネッ
の運営	トによりリアルタイムで提供します。
(健康福祉指導課)	
医療機能情報提供シ	患者の視点に立った、安全・安心で質の高い医療
ステムの運営(医療整	が受けられる体制の構築のため、検索機能を有す
備課)	る情報提供システムを整備し、医療機関等に関す
(薬務課)	る必要かつ客観的な情報をインターネット上で提
	供することにより、患者・住民が医療機関を適切に
	選択できるよう支援します。
訪問看護ステーショ	訪問看護ステーションの大規模化・サテライト
ンの設置促進	化の開設に関する経費に助成を行います。
(高齢者福祉課)	
訪問看護の推進	在宅療養者が訪問看護を活用できるようにする
(医療整備課)	ため、県民や専門職からの相談の対応や在宅医療
	関係者間での連携・課題の検討を行い、訪問看護の
	普及を図ります。
地域における多職種	入退院支援から看取り等の場面に応じて切れ目
連携の推進	ない医療・介護を提供するための多職種連携体制
(医療整備課)	を整備するための取組を全県に向けて実施しま
	す。

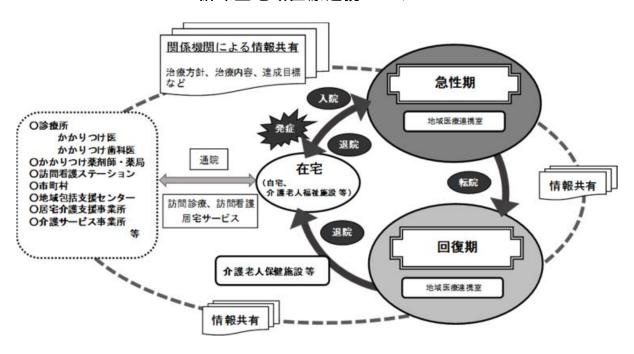
② 医療・介護サービスの連携強化と多職種協働の推進

- 在宅医療・介護連携推進事業の実施により、医療と介護の連携に取り 組む市町村への支援を行います。
- 患者、利用者の視点に立って、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等の場面に応じて切れ目のない医療・介護を提供するための多職種連携を促進します。
- 急性期、回復期、在宅に至るまでの「循環型地域医療連携システム」を 推進し、県民が地域において、病状に応じた最も適切な医療機関を利用 できる医療連携体制の構築を進めます。
- 医療・介護情報基盤の整備については、国の動向を注視しつつ、関係機関と必要な連携を図ります。

取組	概要
在宅医療・介護連携の	市町村職員等を対象として、在宅医療・介護連携
推進に取り組む市町 村への支援	を推進するための研修等を実施します。
(高齢者福祉課)	
多職種間の情報共有	多職種協働を進めるため、地域の実情に応じて、
ツールの活用推進	「地域医療連携パス」その他の情報共有ツールを
(医療整備課)	活用した取組の支援や、入退院時の医療と介護の
(高齢者福祉課)	連携のための「千葉県地域生活連携シート」、認知
	症に関わる多職種間の情報共有ツールである「オ レンジ連携シート」の普及に努めます。
	レンク連続クード」の自及に労めより。 また、効果的・効率的な連携を推進するために、
	ICT等の活用促進などに取り組みます。
地域における多職種	入退院支援から看取り等の場面に応じて切れ目
連携の推進(再掲)	ない医療・介護を提供するための多職種連携体制
(医療整備課)	を整備するための取組を全県に向けて実施しましま
	す。
 「循環型地域医療連	急性期から回復期、在宅に至るまで必要な医療
携システム」の推進	が切れ目なく受けられるよう、医療機関の役割分
(健康福祉政策課)	担と連携を進め、二次保健医療圏ごとに構築した
	「循環型地域医療連携システム」を推進します。

在宅歯科医療連携室	在宅歯科医療における医科や介護等の他分野と
の整備	の連携を図るための窓口を設置することにより、
(健康づくり支援課)	在宅歯科医療を受ける者・家族等のニーズに応え、
	地域における在宅歯科医療の推進及び他分野との
	連携体制の構築を図ります。
薬剤師等の連携強化	適切な薬剤管理指導を提供するため、一般社団
(薬務課)	法人千葉県薬剤師会が主体になり、地域における
	医療や介護従事者等との円滑な連携の在り方につ
	いて検討する連携体制調整会議等を開催し、関係
	機関との連携強化に努めます。
地域に根ざした薬剤	ケアマネジャーを統括する主任介護支援専門員
師・薬局定着・養成	に対し、薬剤師による在宅訪問薬剤業務の有用性、
(薬務課)	服薬介助、医薬品管理の方法を紹介する研修を実
	施し、患者の服薬状況等に合わせて、訪問薬剤管理
	の必要性を判断し、医師に情報提供できるケアマ
	ネジャーの育成を支援します。さらに、訪問薬剤管
	理指導時に薬剤師がフィジカルアセスメントによ
	る患者状態を把握するために、薬局を対象にフィ
	ジカルアセスメントのための機器の購入を補助し
	ます。

循環型地域医療連携システム



③ 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進

- 地域リハビリテーション広域支援センター、千葉県リハビリテーション支援センター、職能団体及び行政機関等が、共通の理念のもと連携を強化し、関係機関に対する支援を充実させることにより、地域リハビリテーションの更なる推進を図ります。
- 社会福祉協議会等地域組織や市町村等との協働により、地域住民の日 常の生活・活動に密着した地域リハビリテーションを推進します。

H7 公日	₩17 m3
取組	概要
地域リハビリテーシ	障害のある人(子どもを含む)や高齢者、さらに
ョン支援体制整備推	は共にする家族等を含め地域に暮らす全ての県民
進事業	が、いつまでも生き生きとした生活を送ることが
(再掲)	できる社会を目指し、リハビリテーションの視点
(健康づくり支援課)	から保健・医療・福祉等の関係機関をつなぎ、適切
	な支援が切れ目なく提供されるよう、「千葉県リハ
	ビリテーション支援センター」を県内1箇所指定
	し、「地域リハビリテーション広域支援センター」
	を二次保健医療圏ごとにおおむね1箇所指定する
	とともに、「地域リハビリテーション広域支援セン
	ター」の支援機能を充実させる役割を担う「ちば地
	域リハ・パートナー」を指定することにより、地域
	リハビリテーション支援体制の整備推進を図りま
	す。
千葉県千葉リハビリ	千葉県千葉リハビリテーションセンターにおい
テーションセンター	て、県内の保健・医療・福祉・教育などの関係機関
一の運営	に対する技術的な助言や医師の派遣等の支援を行
(障害福祉事業課)	います。
回復期リハビリテー	病床機能の再編により急性期病床から回復期リ
ション病棟等整備事	ハビリテーション病棟等への転換を促進するた
業	め、県内の病院が実施する病棟整備に要する費用
(医療整備課)	の一部を補助します。

④ 介護サービスの整備・充実

- 要介護状態になっても、住み慣れた地域において継続して日常生活を 営むことができるよう、市町村の実施する地域密着型サービスの普及・ 整備促進を図ります。また、市町村が地域のニーズや実情を把握して定 めた必要量を確保するため、介護保険施設の基盤整備に努めます。
- 居宅介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、地域の実情に合わせて、既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備を促進します。
- 介護者の急病等の対応やレスパイト(休息)を目的としたサービスの促進を図ります。

取組	概要
地域密着型サービス	地域密着型サービス事業所が開設当初から質の
の開設準備への支援	高いサービスを提供できるよう、開設前の準備経
(再掲)	費に助成します。
(高齢者福祉課)	
地域密着型サービス	地域密着型特別養護老人ホーム、認知症高齢者
の整備への支援(再	グループホーム、定期巡回・随時対応型訪問介護看
掲)	護事業所等の地域密着型サービスの整備に要する
(高齢者福祉課)	経費に助成します。
老人短期入所居室(シ	介護者の急病等により、一時的に居宅での介護
ョートステイ) の整備	が困難となった場合に短期間の入所をするため、
促進 (再掲)	広域型特別養護老人ホーム(定員 30 名以上)に併
(高齢者福祉課)	設して老人短期入所居室を整備する場合に補助を
	行います。
介護支援専門員と相	65 歳に至るまで障害福祉サービスを利用してい
談支援専門員との連	た高齢障害者の状況に応じて、サービスの円滑な
携体制づくりの推進	移行が行われるよう、介護支援専門員と障害福祉
(高齢者福祉課)	サービスの利用計画を作成する相談支援専門員と
(障害福祉事業課)	の連携強化に取り組みます。
高齢期に向けた支援	高齢期の障害のある人が、障害の特性に応じサ
(高齢者福祉課)	ービスを円滑に利用できるよう、共生型サービス
(障害福祉事業課)	事業所の設置促進に努めます。
	障害のある人が高齢期を迎えても、引き続き同
	一の事業所でサービスを受けられるよう、共生型
	サービス事業所の増加に向けた普及啓発に努めま
	す。

⑤ 介護サービスの質の確保・向上

- 介護サービスの質を確保するとともに、不正な請求を防止するため、 市町村と連携して介護保険施設や、指定居宅サービス事業者等に対して 集団指導や実地指導等を実施するなど、指導監督体制の充実を図ります。
- 介護保険サービスの利用者や事業者からの意見・苦情等に適正に対応 できる様々な仕組みの普及促進を図ります。
- 低所得者等生活に困窮している人が適切に介護サービスを利用できるよう支援します。
- 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメント推進の観点から、介護現場における事故情報の分析や介護現場に対する指導や支援を行います。

	概要
介護サービス事業者	県が指定した居宅サービス事業者、介護予防サ
の指導	ービス事業者、介護保険施設に対して、集団指導や
(高齢者福祉課)	実地指導等を行います。
お泊りデイサービス	いわゆるお泊りデイサービスを実施している事
の事業内容の透明性	業者に対し、届け出や事故報告の提出を促すとと
の確保	もに、ガイドラインに基づき必要な指導を行いま
(高齢者福祉課)	す。
千葉県運営適正化委	社会福祉法により、福祉サービス利用援助事業
員会による苦情解決	の適正な運営の確保及び福祉サービス利用者等か
(健康福祉指導課)	らの苦情の解決を行う機関として(福)千葉県社会
	福祉協議会に設置されている運営適正化委員会の
	運営に係る経費の一部を補助し、福祉サービス利
	用者の権利擁護を推進します。
苦情相談体制の整備	介護保険法上の苦情処理機関に位置付けられる
(高齢者福祉課)	国民健康保険団体連合会に対し、苦情処理に要す
	る経費の一部を補助し、苦情や相談への対応の円
	滑化を図ります。
介護サービス情報の	福祉サービスの質の向上と利用者の適切なサー
公表及び福祉サービ	ビスの選択を支援するため、介護サービスについ
スの第三者評価・情報	ての情報公表事業及び介護サービスを含むすべて
公表の推進	の福祉サービスについての第三者評価・情報公表
(健康福祉指導課)	事業を実施します。
低所得者に対する介	低所得者の介護保険サービスにおける利用者負
護保険サービス利用	担の軽減のために市町村が行う次の事業に要する
	経費の一部を補助します。

者負担額の軽減対策	○障害者総合支援法によるホームヘルプサービス
の推進	の利用者に対する支援措置
(高齢者福祉課)	○社会福祉法人等による生計困難者に対する介護
	保険サービスに係る利用者負担額軽減制度

⑥ 介護する家族等への支援

- 働く人が家族の介護のために離職するのを防ぐため、柔軟な働き方の 普及や、介護休業制度の周知等に努めます。
- 電話等による相談支援体制の充実とその周知を図ります。
- ヤングケアラーや働きながら介護する人などをサポートするため、介護 に関する各種の情報提供等を行う「千葉県福祉ふれあいプラザ」を運営し ます。

取組	概要
「多様な働き方」の推	企業向けセミナー等の開催やポータルサイトを
進	活用した情報発信等により、多様で柔軟な働き方
(雇用労働課)	の普及啓発を図るとともに、働き方改革の推進や
	テレワークの導入に取り組む中小企業に専門家を
	派遣するなど、その取組を支援します。
高齢者相談窓口の設	県庁高齢者福祉課内に相談専門員を配置し、高
置 (再掲)	齢者の悩み事、高齢者虐待、施設及び在宅での介護
(高齢者福祉課)	等についての電話相談に応じます。
認知症相談コールセ	認知症相談体制の強化を図るため、認知症介護
ンターの運営(再掲)	の専門家や経験者等が対応する「ちば認知症相談
(高齢者福祉課)	コールセンター」を設置し、電話相談に加え面接相
	談に応じます。
若年性認知症支援コ	若年性認知症支援コーディネーターが医療・福
ーディネーターの広	祉・就労の関係機関と連携し、若年性認知症の人や
域的な活動の推進(再	その家族、企業等の相談に的確に応じ、就労継続の
掲)	支援などの、生活全般をサポートします。
(高齢者福祉課)	
福祉ふれあいプラザ	「千葉県福祉ふれあいプラザ」において、
(介護実習センター)	○県民や介護専門職の資質向上のための実習、講
の運営	座、研修会等
(高齢者福祉課)	○高齢者の介護等に関する相談(介護とこころの
	相談、住まいの相談、福祉用具相談)
	○福祉・介護分野への関心と理解を促し、高齢者等
	が暮らしやすい住環境の整備の促進を目的とし
	た福祉機器展示会
	等を実施していきます。

ヤングケアラーへの 支援

(児童家庭課)

(教育庁児童生徒安 全課) ヤングケアラーに関する相談に応じ、支援のパイプ役となるコーディネーターを配置した相談窓口を設置し、市町村や教育・福祉・介護等の関係機関と連携し、本人や家族の事情に寄り添った支援に取り組みます。

また、県内の教職員や市町村教育委員会の職員が参加する研修等で講演をしたり、「学校人権教育指導資料」や「児童生徒向けヤングケアラー啓発資料」を県内の学校に配付したりするなど、ヤングケアラーの周知に努めます。